

平成30年度 児童生徒の不登校、いじめ、暴力行為の状況について

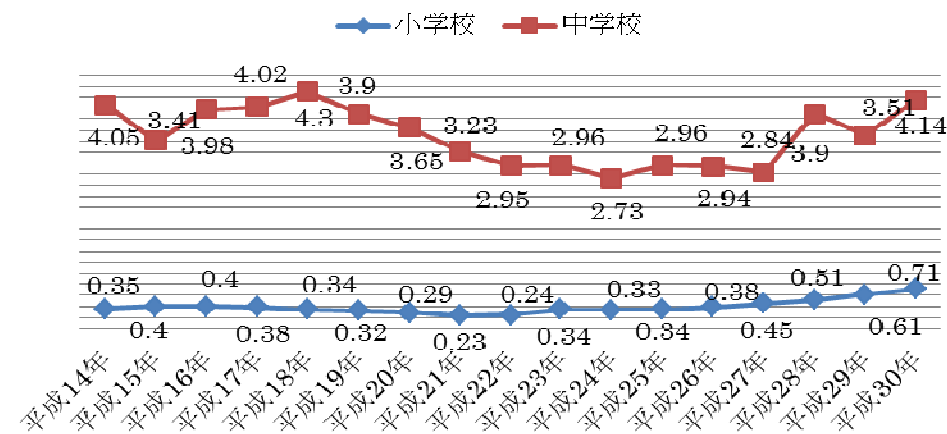
不登校の状況

不登校児童・生徒数は、小学校172人〔0.71%〕、中学校327人〔4.14%〕であり、前年度と比較すると、出現率は、小学校で0.1ポイントの微増、中学校で0.63ポイントの増加となっている。また、不登校児童・生徒の学校復帰率は、小学校で27%、中学校は24%で昨年度より増加した
※〔 〕内は出現率、学校復帰率とは、「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」の割合である。

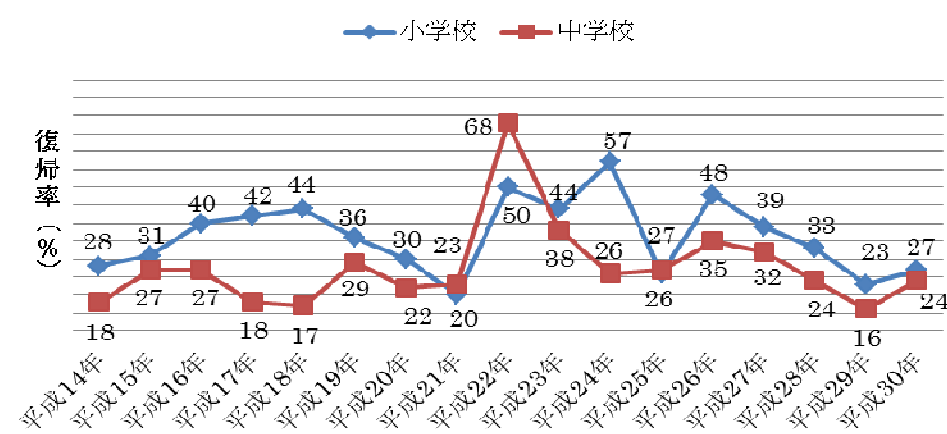
項目	学校数	不登校在籍学校数	不登校児童・生徒数	出現率 (%)	学校復帰率 (%)
小学校	46 (45)	42 (41)	172 (145)	0.71 (0.61)	27 (23)
中学校	24 (23)	24 (23)	327 (280)	4.14 (3.51)	24 (16)

※〔 〕は平成29年度

不登校児童・生徒の出現率 (%)



学校復帰率 (%)



【不登校の定義】

平成30年4月1日から平成31年3月31日までに30日以上欠席した長期欠席児童・生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあることをいう。(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)

【主な特徴】

- 出現率では小学校が0.71%と昨年度より0.10ポイント増加した。中学校では4.14%と昨年度より0.63ポイント増加した。小学校・中学校ともに平成14年度以来、最も高い数値となった。
- 不登校の要因は、複数回答ではあるが、小学校では「家庭に係る状況」が一番多い。中学校では「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が一番多い。
- 学校復帰率は小学校で4ポイント増加し、中学校は8ポイント増加した。
- 問題の複雑化、困難化により不登校状態が解消できないケースが多い。

【主な対応】

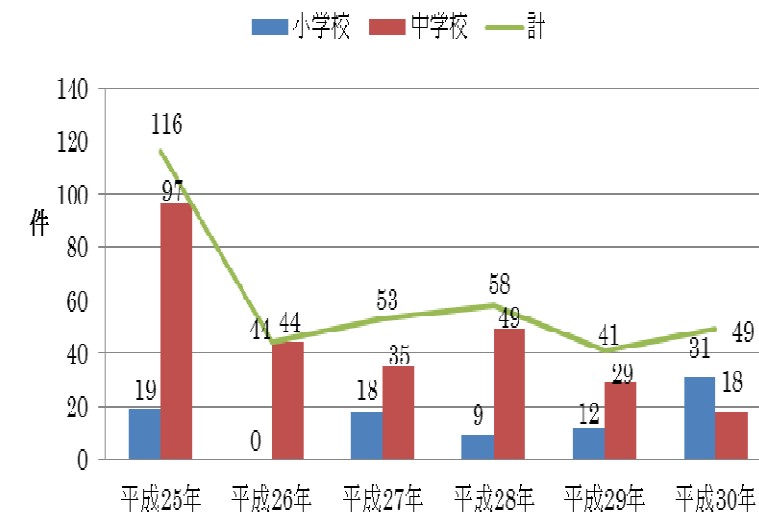
- 不登校担当者会及び不登校未然防止連絡会の充実
- 区独自不登校調査の毎月実施(分析結果を未然防止、改善に生かす)
- ブリッジスクール、相談学級の充実
- エンカレッジ体験活動等の充実
- スクールソーシャルワーカー(SSW)による長期欠席児童生徒対応の充実
- SSWを積極的に活用した関係機関との連携の充実

暴力行為の状況

【暴力行為について】「対教師暴力」「生徒間暴力」「対人暴力」「器物損壊」の4形態をいう。

暴力行為の発生件数は49件(対教師暴力11件、生徒間暴力25件、対人暴力0件、器物損壊13件)であった。平成29年度と比べ、小学校は19件の増加、中学校は11件の減少となった。

暴力行為発生件数(6年間)



【主な特徴】

- 暴力行為49件の内、生徒間暴力が25件と約半数を占めている。
- 小学校は学校の管理下27件、管理外4件、中学校は17件が管理下、1件が管理外で発生している。

【主な対応】

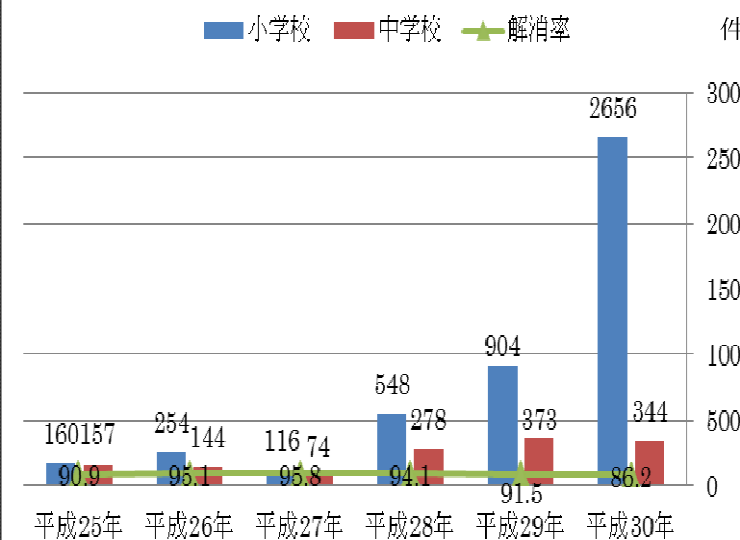
- 生活指導主任連絡会における情報交換、効果のある事例の共有
- 発達に課題がある児童生徒の個の実態に合わせた効果的な指導方法の実施
- 校内の相談体制の充実、道徳や特別活動等における人間関係作りや感情の抑制に関する指導の充実
- 学校、家庭、児童相談所、警察署、福祉関係等の諸機関との密接な連携により、個々のケースに対応するための「学校サポートチーム」の設置、充実
- スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)を活用した相談・支援の活用

いじめの状況

いじめの認知件数は3000件となり、前年度より小学校で1752件の増加、中学校で29件の減少である。また、いじめの解消率は高い数値ではあるが、前年度より約5.3ポイント減少している。

【いじめの定義】 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめ認知件数と解消率の推移(6年間)



【主な特徴】

- いじめの認知件数は、小学校では4年生が528件で最も多く、次いで1年生が469件となっている。中学校は1年生が195件で最も多くなっている。
- 小・中学校ともに合計すると男子が多いが、中学校2年生では女子がやや多くなっている。
- 発見のきっかけは、アンケート調査等の学校の取組によるものが多く、全体の63%を占めている。

【主な対応】

- 学校いじめ防止基本方針に基づいた全教職員がいじめへの確実な対応(いじめの定義に基づく確実な認知)
- 学校いじめ対策委員会の確実な実施と組織的な対応の充実
- 個人面談や無記名アンケートの実施によるいじめの早期発見と早期対応
- SNSルールの順守及びいじめ撲滅に向けた児童生徒主体の取組の実施

※小学校は義務教育学校前期課程、中学校は義務教育学校後期課程を含む。